

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成27年 1月15日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「世田谷区地域防災計画修正業務支援委託」

(2) 業務内容

平成27年度から平成28年度の2カ年の業務内容(案)は下記のとおり

基礎調査・区の現況・被害想定収集・分析・評価・算出・課題整理・対策案

実災害や他自治体の参考事例の収集・提示

世田谷区地域防災計画修正方針・素案・案・完成品の作成

検討委員会等への参加・運営支援

各種会議用資料の作成・印刷・報告

関係計画・上位計画・法令等の検討内容との調整

区民意見交換会、説明会、シンポジウム等の開催支援

区民アンケート、パブリックコメントの実施支援

東京都協議に伴う支援

計画レイアウト等の修正支援

地域防災計画修正に伴う区関連計画と関係性整理、更新作業の提案

防災会議の運営支援

地域防災計画の概要版・本編・資料編等の作成

報告書の作成

(3) 履行期間

平成27年4月中旬(予定)から平成29年3月31日まで

委託契約は年度ごとに行い、履行内容が良好と認められること、予算案が区議会で議決されることを条件として平成28年度の契約を認める。

法改正等により業務内容・スケジュールが大きく変更になる場合は契約を締結しないことがある。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと

(3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること

(4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと

(5) 平成23年4月以降に次に示す同種業務を行った実績を有すること

同種業務：都特別区または東京都近郊の政令指定都市における地域防災計画修正に関する業務（全体修正・課題の検討ならびに合意形成に関することを含む）

- (6) 専門の見地が必要となるため、地域防災計画や災害対策等に関連する分野の学識経験者と関わりを有し、必要に応じて助言が受けられること。

3 提案書を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績
- (2) 予定担当者実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 業務実施方針
- (5) 特定テーマに対する提案
 - 的確性
 - 実現性
 - 独創性
- (6) 資料作成能力
- (7) ヒアリングによる説明、質疑応答
- (8) 参考見積り金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号（第三庁舎3階32番窓口）

世田谷区 危機管理室 災害対策課 前島・黒沢

電話03(5432)2263 FAX03(5432)3014

(2) 説明書の交付期間ならびに場所及び方法

期間 平成27年1月15日（木）～1月30日（金）

場所 世田谷区ホームページで公開（トップページ 暮らしのガイド 救急・防犯・防災 防災・災害対策 おしらせ）

方法 世田谷区ホームページからダウンロード及び上記（1）窓口で配布

(3) 参加表明書の受領期限ならびに提出場所及び方法

期限 平成27年2月2日（月）15時必着

場所 上記（1）に同じ

方法 持参又は郵送

(4) 提案書の受領期限ならびに提出場所及び方法

期限 平成27年2月27日（金）15時必着

場所 上記(1)に同じ

方法 持参又は郵送

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。